

事務連絡

令和5年7月21日

各

{	都道府県	衛生主管部局
	市町村	介護保険主管部局 御中
	特別区	民生主管部局

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけのお願いについて

平素より厚生労働行政の推進については、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

熱中症対策の一層の強化を図るため、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正気候変動適応法」という。）が令和5年5月12日に公布され、改正気候変動適応法に基づく今後の政府における計画として、「熱中症対策実行計画」（以下「実行計画」という。）が同年5月30日に閣議決定されたところです。

実行計画においては、熱中症対策の強化に当たって、政府や地方公共団体といった行政機関における取組のみならず、関連団体や民間事業者において個別の取組や行政機関との連携を進めていくことが重要です。これを踏まえ、事業者の基本的役割や産業界との連携が盛り込まれたほか、高齢者においては、自ら熱中症予防行動をとることが難しい場合があることから、家族や周囲の人々による見守りや声かけ等が重要であることが盛り込まれました。

については、高齢者に対する熱中症予防行動の声かけ等に御協力いただくため、各福祉関連団体・各関連事業者に「熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけのお願い（周知依頼）」（令和5年7月21日付け事務連絡。別添参照。）で周知したところですので、貴自治体におかれましても御承知おきください。